

議題（２）空き家等対策の検討に係る体制について

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号）第６条第１項に規定する「空家等対策計画」の策定及びこれに基づく空き家等に関する対策の実施について協議を行うため、「空き家等対策検討委員会」及び「空き家等対策調整会議」を設置するもの。

１ 空き家等対策検討委員会

（１）所掌事務

- ①空家等対策計画、特定空家認定基準の作成及び変更に関すること。
- ②空き家等対策に係る施策や事業の実施に関すること。
- ③その他空き家等の対策の実施に関し必要と認める事項

（２）委員の構成

- ①学識経験を有する者
弁護士会（法務全般）、司法書士会（権利登記）、宅建協会（不動産）、
建築士事務所協会（建築）
- ②市議会議員（総務生活常任委員長）
- ③市民団体等を代表する者
連合自治会（住民代表）、民生委員児童委員連合会（福祉）
- ④関係行政機関の職員
消防署（防火）

（３）委員人数

８人

２ 空き家等対策調整会議（庁内組織）

（１）所掌事務

- ①空家等対策計画案、特定空家認定基準案の作成及び変更に関すること。
- ②空き家等対策に係る施策や事業の立案及び変更に関すること。
- ③特定空家の認定及び個々の空き家等に対する措置方針の検討
- ④その他空き家等の対策の実施に関し必要と認める事項

（２）委員の構成

まち未来創造課長（空き家）、総務課長（自治会、法制）、
危機管理課長（防災、防犯）、市税課長（税務情報、住宅用地特例解除）、
環境課長（生活環境）、地域福祉課長（民生委員・児童委員）、
建設課長（市道管理）、都市計画課長（住宅、建築）

（３）委員人数

８人